

こども療育センター日中一時・短期入所のご案内

栃木県立リハビリテーションセンター

こども療育センターは、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設です。

脳性麻痺・二分脊椎等により手足や体幹に障害のあるお子さんを対象に、障害の程度や能力・適正に応じた、保育・看護・機能訓練等を行い、自立した生活ができるよう入所して療育訓練を行います。また、家族を含めた療育支援などを行っています。

当センターでは18歳未満の主に肢体不自由のある児童を対象に、次の事業を実施していますので、是非ご活用ください。1年中いつでもご利用することができ、医療型施設のため、看護師が常駐していることから医療的ケア児も受け入れています。

1 施設名称等

- (1) 施設名 栃木県立リハビリテーションセンターこども療育センター
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
- (3) 電話番号 028-623-6138 (直通)
028-623-6101 (代表)
- (4) ホームページ <https://tochigi-riha.jp/guidance/ryoiku-center/>

2 日中一時支援事業について

(1) 日中一時支援事業とは

家族の就労支援や障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的に在宅の障害児の短時間保護を行います。(当センターと本事業の実施を契約している市町在住者に限ります。希望される場合は、お住まいの市町にご相談ください。)

(2) 定員及び利用期間

○定員：1日につき4名

○利用時間：9：00～19：00の希望する時間

※人工呼吸器装着児の場合は9：30～16：00の希望する時間

3 短期入所事業について

(1) 短期入所事業とは

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者として、在宅の障害児を介護している保護者が、疾病その他の理由によって一時的に介護が出来なくなった期間、当該障害児の短時間保護を行います。

(2) 定員及び利用期間

○定員：4名(うち2名は人工呼吸器装着児等医療的ケア児)

○利用期間：1回連続して7日以内

※人工呼吸器装着児の場合、利用初日は土日祝日以外となります。(小児科医の診察があるため)

4 日中一時・短期入所の利用について

(1) 利用対象者

お住まいの市町から受給者証（利用者証）の交付を受けている方

(2) 利用の事前手続き（契約に必要な持ち物）

① 受給者証（利用者証）発行の手続き

- ・市町役場の窓口の日中一時支援サービス又は短期入所利用の申請を行ってください。
- ・申請後、市町より支給決定を受け、受給者証を発行してもらってください。

② 利用契約

- ・受給者証発行後、当センター宛て電話（028-623-6138）にて連絡をしてください。
- ・サービス内容等を説明※させていただき、ご理解ご納得いただいた上で、日中一時サービス又は短期入所利用に係る契約を行います。

※サービス内容・手続き等の詳細は来所いただき説明させていただきます。

※利用開始前に問診票の記載をお願いします。（問診票の様式はホームページに掲載しています。）

※利用初回時は保護者の方と一緒に日中一時の体験を行い利用に慣れいただきます。

(3) 利用申し込み

（初回）契約後、利用の申し込みを電話にて行ってください。

⇒契約時、またはお電話で利用の日時をご相談します。

（毎月）記入済み利用計画書を利用希望月の前月5日までに持参又は郵送（5日の消印有効）・メール(riha-nyuusyo@tochigi-riha.jp)にて送付してください。

なお、利用計画書の様式は当センターホームページに掲載されています。

(4) 利用決定

利用期間のご連絡を利用前月の中旬までに郵送にてお知らせします。（緊急入所を除く）

利用計画書（コピー）に記載されている○印の日が、利用可能日です。

なお、同一日に利用希望者が重複した場合は、各利用者の利用希望順位毎に決定いたしますので、提出された利用計画書どおりにご利用でないことがあります。

また、利用予定日が、ご家族の事情や本人の体調不良等でキャンセルになる場合には、できる限りお早めにセンターまでご連絡ください。

(5) 利用前準備・利用当日

- ・初回利用時及び前回の利用から1年以上間が空いている方、または状態が変わった場合は、外来診察が必要となりますので事前に外来の予約を行ってください。
初診予約連絡先：028-623-7254（受付時間：平日午前9時～午後5時）
再診予約連絡先：028-623-6218（受付時間：平日午後1時～午後5時）
- ・発熱等体調不良時はご利用できません。

(6) 利用当日の持ち物及び注意事項（詳細は「持ち物チェックリスト」のとおり）

○書類関係

- ・受給者証
- ・お薬手帳
- ・持ち物チェックリスト

○お薬関係

別紙「お薬を持参する場合の注意事項」のとおりです。

○日用品・衣類関係

- ・日用品、衣類には必ず名前を記載してください。
- ・利用中に必要物品（医療物品、衣類、おむつ、ティッシュ等）の不足がないように十分な数量をご持参ください。
- ・洗濯物入れ（ビニール袋等）を複数枚お持ちください。
- ・使い慣れたおもちゃの持参も可能です。

○その他

- ・入浴に関しまして、利用初日に看護師と相談させていただきます。
- ・児童の送迎はご家族が行ってください。

(7) 利用料金について

- ・利用者負担額については、「障害程度の区分」や「市町村民税課税の有無」により決定されるため、市町より交付されます「地域生活支援事業等利用決定通知書」又は「受給者証（利用者証）」でご確認ください。
- ・不明な点は、お住まいの市町もしくは当センターにお問い合わせください。

(8) 緊急時の対応

ご利用者に病状悪化や事故等で処置を行う必要が生じた場合は、速やかにご家族に連絡し、適宜医師の判断により処置が行われることをご了承ください。処置に係る費用が発生する場合があります。